



ひと、暮らし、みらいのために  
宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和元年7月5日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 下山 晴朗

地方賃金指導官 金子 貴範

電話 022 (299) 8841

### 平成31年1月から3月までの最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～最低賃金法違反率は1.8%増加～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局（局長 代田 雅彦）では、昨年10月1日に宮城県最低賃金を時間額798円に、同12月20日に特定（産業別）最低賃金（別添「宮城県の最低賃金」参照）をそれぞれ改正し、県内の各種団体、事業場、地方公共団体等をはじめ幅広くその周知広報を行ってきました。

一方、最低賃金の履行確保を図るため、平成31年1月から3月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

#### 1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）

##### （1） 監督実施事業場数等（表1）

- ・266事業場に対し監督指導を実施（前年度より17件増加）
- ・最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は39事業場（同より7件増加）
- ・最低賃金の違反率は14.7%（同1.8%増加）

##### （2） 最低賃金額未満の労働者数（表1）

- ・最低賃金額未満の労働者数は131人（同45人増加）
- ・監督実施事業場全労働者数に占める割合は4.8%（同0.9%増加）

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合 (表 1)  
・最低賃金額未満労働者のうちパート・アルバイトは 85 人・全体の 64.9 % (同 24 人増加・6%減少)

(4) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表 2)  
・宮城県の最低賃金額を知っていた 86.5% (同 2.2%増加)  
・額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 13.2% (同 1.7%減少)  
・最低賃金が適用されることを知らなかった 0.4% (同 0.4%減少)

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表 3)  
①「適用される最低賃金額を知らなかった」12 事業場・26.1% (同件数増減なし・4.7%減少)  
②「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」12 事業場・26.1% (同件数増減なし・4.7%減少)  
③「月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった」5 事業場・12.8% (同 2 件減少・9.1%減少)  
④「企業間取引の問題」5 事業場・12.8% (同 5 件増加・12.8%増加)  
⑤「高齢者には適用されないと思っていた」3 事業場・7.7% (同 3 件増加・7.7%増加)

なお、その他が 9 事業場で 23.1%を占めているが、「合意があればいいと思っていた」、「最低賃金減額特例申請を失念していた」、「皆勤手当・通勤手当を参入していた」など理由は多種多様であった。

## 2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

## 3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

さらに、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図る。

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(平成31年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
				数	比率 (%)	うち パート・アルバイト数	同比率%

※ ( ) 内は平成29年1月～3月の監督実施結果(以下同じ)

表2 事業場における最低賃金に対する認識

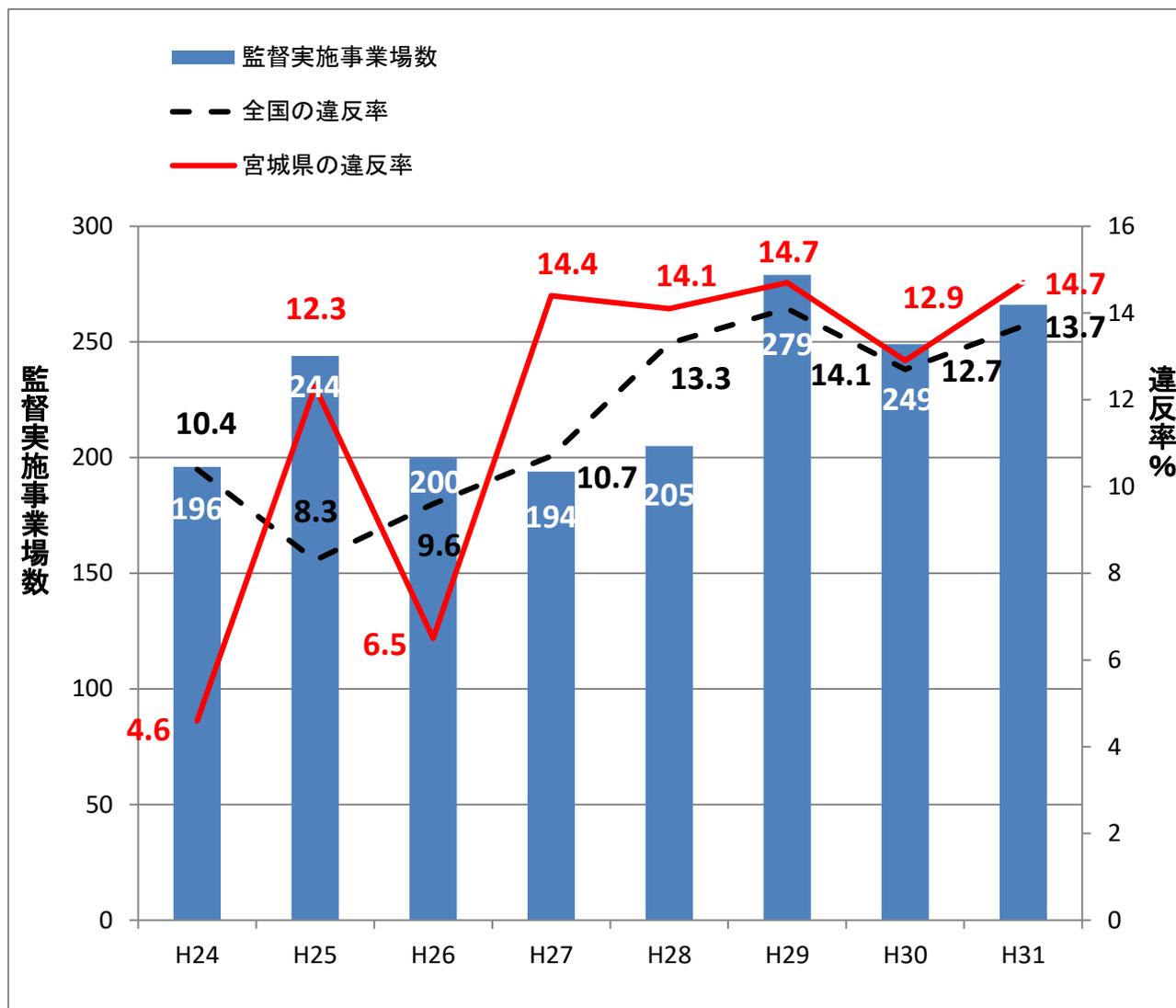
理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知っている。	230 (210)	86.5 (84.3)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	35 (37)	13.2 (14.9)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	1 (2)	0.4 (0.8)
合 計	266 (249)	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知らなかった。	12 (12)	26.1 (30.8)
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	12 (12)	26.1 (30.8)
月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった。	5 (7)	12.8 (21.9)
企業間取引上の問題。	5 (0)	12.8 (0)
高齢者には適用されないと思っていた。	3 (0)	7.7 (0)
その他(合意があればいいと思っていた、最低賃金減額特例申請を失念していた、皆勤手当・通勤手当を参入していた等)	9 (7)	23.1 (17.9)
合 計	46 (39)	

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移



最賃額	675 円	685 円	696 円	710 円	726 円	748 円	772 円	798 円
引上額	1 円	10 円	11 円	14 円	16 円	22 円	24 円	26 円